

稲庭高原風力発電所
風力発電設備維持管理業務委託

特記仕様書

令和7年度

岩手県企業局 施設総合管理所

1 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、「稲庭高原風力発電所風力発電設備維持管理業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び図面によるほか、岩手県土木工事共通仕様書によるものとする。

2 業務場所

二戸市浄法寺町山内地内（稲庭高原風力発電所 周辺）

3 業務期間

契約締結日の翌日 から 令和7年12月12日（金） まで

4 目的

本業務は、発電所の円滑な保守管理を行う上で必要な管理用道路及び発電所周辺の維持管理を行うものである。

5 業務内容

業務内容は次のとおりとする。実施時期は目安であり、入退牧時期や気象状況等により監督職員と協議のうえ変更することができる。

(1) 除草工 【実施時期：7月中旬頃】

雪上車格納庫周辺、市道脇雪上車進入部、及び市道脇旧1・2・3号機植樹箇所
の除草を行う。刈り取った草は集草のうえ、牧野を管理する大清水牧野協同組合が
指示する場所へ運搬すること。

また、市道脇旧1・2・3号機植樹箇所の除草については、植樹した赤松を誤っ
て刈らないよう十分注意して作業を行うこと。

(2) 冬期対策施設工

ア 冬期対策解除 【実施時期：4月下旬頃（入牧前）】

(ア) 竹竿撤去、木杭等抜取り

冬季に雪上車格納庫から発電所までの市道及び牧野内に雪上車通行の目印と
して設置していた竹竿及び木杭の撤去を行う。竹竿と木杭等を結束していた番
線は、確実に回収すること。また、撤去した竹竿及び木杭等は、雪上車格納庫
に整理し格納すること。

(イ) 牧柵支柱及び有刺鉄線設置

牧野内の雪上車走行ルート及び市道への出入口において、冬季対策として残
置していた牧柵支柱及び有刺鉄線を設置する。有刺鉄線の牧柵支柱への固定方
法はステーブル（参考：未来のアグリ(株)パステルポスト用プレス式バブトブ
レート）によるものとし、受注者が準備すること。番線等による固定は不可と
する。

(ウ) 車止め等設置

発電所建屋裏及び電気室に格納している車止め及び牧柵扉の設置を行うこと。
また、発電所建屋電気室内には監視機器等があるため、注意して運搬すること。

(エ) 発電所建屋雪囲い撤去（合板、単管、木板、水抜栓用雪囲い）

冬期対策として発電所建屋外部に設置した雪囲いの撤去を行う。撤去した雪囲い用の資材は、雪上車格納庫に整理し格納すること。

(オ) 破損竹竿等処分

①において撤去した竹竿及び木杭等のうち、破損したものを処分する。処分品は適当な大きさに細断し、受注者にて適切に処分すること。

イ 冬期対策 【実施時期：11月上旬～中旬頃（退牧後）】

(ア) 竹竿設置、木杭等打込み

雪上車格納庫から発電所までの市道及び牧野内に、雪上車通行の目印として竹竿及び木杭の設置を行う。竹竿及び木杭等は、雪上車格納庫に格納している支給品を使用し、竹竿及び木杭を結束する番線等は、受注者が準備すること。

冬期対策解除の際に破損があった竹竿は受注者にて購入すること。

(イ) 牧柵支柱及び有刺鉄線撤去

雪上車の通行幅を確保するため、牧野内の雪上車走行ルート及び市道への出入口に設置してある牧柵支柱及び有刺鉄線を撤去する。撤去した牧柵支柱及び有刺鉄線は雪上車通行の支障とならない位置に寄せて残置すること。

(ウ) 車止め等撤去

発電所建屋駐車場及び風車管理用道路に設置してある車止め及び牧柵扉の撤去を行う。駐車場の車止めは発電所建屋裏に残置すること。風車管理用道路の車止め及び牧柵扉は整理し、発電所建屋電気室に格納すること。

(エ) 発電所建屋雪囲い設置（合板、単管、木板、水抜栓用雪囲い）

雪囲い用の資材は、支給品（雪上車格納庫格納）を使用する。なお、外板を押さえるために使用する釘及び番線等は受注者が準備すること。

6 施工管理

- (1) 各工種において作業前後の状況、及び出来高数量（刈幅検測、各本数など）が分かるよう写真管理を行うこと。
- (2) 作業時に発生した番線や釘等の廃材は、牧野内に残すことなく確実に回収するものとし、受注者にて適切に処分すること。

7 業務計画

受注者は、本業務に係る業務計画書を作成のうえ監督職員に提出すること。業務計画書には以下の項目を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 業務工程表
- (3) 業務組織表
- (4) 業務員名簿、有資格者表
- (5) 安全管理
- (6) 業務方法
- (7) 業務管理計画
- (8) 緊急時の体制及び対応
- (9) 交通管理
- (10) 環境対策

8 安全管理

受注者は、労働安全衛生法及び道路交通法等を遵守して安全管理に努めること。

9 成果品

受注者は業務完了後、次の事項を取りまとめ、業務報告書を監督職員に提出すること。

- (1) 数量調書
- (2) 業務管理図
- (3) 業務写真
- (4) 安全教育記録簿
- (5) その他監督職員が指示するもの

10 業務内容の変更等

- (1) 受注者は、現地調査により設計数量に過不足が認められた場合、図面及び数量計算書を添えて、速やかに監督職員へ協議すること。
- (2) 管理用道路及び風力発電設備の機能を正常に確保するため、緊急もしくは小規模で材料を伴う修繕等を指示する場合があること。

11 連絡・調整

本業務は牧野内での作業を含むことから、受注者は各業務の実施時期及び方法等について、大清水牧野協同組合と事前調整及び連絡を密に行うとともに、必要に応じて監督職員と協議のうえ、その指示により実施すること。

提出書類一覧表

	項目	部数	備考
契約後	工程表	1	契約書別記第2条 契約締結後7日以内
	主任技術者通知書	1	契約書別記第5条(経歴書含む) 契約締結後、7日以内
施工前	業務計画書	2	1部返却用
施工中	業務打合簿	2	打合せの都度 1部返却用
完了時	業務完了報告書	1	契約書別記第11条 業務完了後、速やかに提出
	業務報告書	1	市販ファイル製本 業務写真を含む
その他	請求書	1	業務の完了検査後
備考	<ul style="list-style-type: none"> 上表以外の提出書類等は、委託業務共通仕様書（設計業務編）岩手県県土整備部に準ずる。 その他疑義のある場合は監督職員と協議するものとする。 		